

平成 25 年 3 月吉日

バイオバンク社グループ関係各位

株式会社バイオバンク

東京都千代田区丸の内 1-11-1

パシフィックセンチュリープレイス丸の内 8 階

TEL : 03-5847-0373

FAX : 03-6860-8201

第 13 回臨時株主総会開催のお知らせ

拝啓

早春の候、株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、株式会社バイオバンクの業務に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。当社の第 13 回定時株主総会を開催しなければなりません、まことに申し訳ありませんが、株主総会が以下のような事件が次々と発生し、正確な株主名簿と株券のチェックをしなければならなくなりました。

正規の株主が決まらない限り、定時株主総会の開催ができません。

そのため、緊急避難的ですが電子媒体を用いた第 13 回の臨時株主総会を開催することにさせて頂きました。

2012 年度には、バイオバンク社の偽造株券を販売した船津貴之のグループは、千葉地検で捜査が開始され、大迫尚次の詐欺行為については、バイオバンク社の HP に記載しました。また、船津貴之のグループに扇動されたバイオバンク社の株主達が、平成 21 年（ワ）第 22164 号/平成 21 年（ワ）第 46502 号事件が東京地裁に提訴し、公判が続いています。また、同様にバイオバンク社の株主から提訴された、

- 1 東京地裁平成 18 年（ワ）第 24879 号、
- 2 大阪地裁平成 20 年（ワ）第 7956 号
- 3 東京地裁と東京高裁平成 21 年（ワ）第 46614 号）

は、いずれも無罪が確定しています。

大学発バイオベンチャーとしてバイオバンク社は、1999 年に設立し、共同研究をしてきました。バイオバンク社の偽株券を作り販売した、船津貴之のグループが神奈川大学を脅迫し、バイオバンク社と神奈川大学関 邦博研究室を破壊した行為にたいして、東京地裁平成 23 年（ワ）第 1834 号事件、東京地方裁判所平成 24 年（ワ）第 20433 号、神奈川大学提訴平成 23 年（ワ）第 1834 号の裁判が現在、進められています。

2011年の6月から12月にかけて、バイオバンク社とレゾナンスクラブ社の名前を語り（無断使用）、また偽のバイオバンク社の株主総会議事録や合併話を捏造し、バイオバンクグループの株主に手紙を送付し、振り込み詐欺行為を働き、バイオバンク社の株主に被害者が発生しています（バイオバンク社のHPに掲載）。

これらの一連の詐欺事件では、警視庁中央警察署に告訴し、千葉県警中央警察署が詐欺グループの数人を逮捕し、事件の真相解明が現在進行中です。

2009年12月11日、千葉地方裁判所八日市場支部A係 平成21年（ワ）第465号の損害賠償請求事件において株式会社バイオバンクの偽造株券の売買の事実が発覚しました。千葉地検刑事部への刑事告訴・告発についての経過については、現在係争中の事件のために詳細については、後日、株式会社バイオバンクのHPにてお知らせ申し上げます。現在、どれだけの被害が出ているか現在も捜査中です。

株式会社バイオバンクの偽造株券の特徴は、以下の通りです。

- （1） 株券表面のバイオバンク社の実印が異なる。
- （2） 偽造株券の記載番号と株主名について、株式会社バイオバンクの株主名簿に登録がない。
- （3） 株券のデザインが違う。
- （4） 書欄に会社印らしきものが押印されているが株式会社バイオバンクの印鑑ではない。

第9回定時の株式会社バイオバンクの株主総会にも、株式会社バイオバンクの株主と称して偽株主が株主総会に出席し、正常な株主総会ができなくなったこと。株式会社バイオバンクの株主名簿と身分証明書の確認をしたにもかかわらず出席していた事実が判明したこと。株式会社バイオバンクは、株式会社バイオバンク株主より平成18年（ワ）第24879号損害賠償請求事件で無罪の確定判決を得ているにも関わらず、2009年6月30日、株式会社バイオバンクの株主による集団訴訟が（事件番号平成21年（ワ）第22164号）が東京地裁に提訴されました。

この中には、既に株式会社バイオバンクの株主でない株主も原告団に参加していることが判明しました。

神奈川大学は、大学発バイオベンチャーの株式会社バイオバンクと関 邦博研究室の共同研究を1999年から2008年まで10年間認めてきました。

平成18年(2006年)11月8日に、バイオバンク社の株主のM氏から突然株式会社バイオバンクの株式を買い戻せと言う理不尽な損害賠償訴訟を起こされ、株式会社バイオバンクと取締役は、共同不法行為として東京地方裁判所に一方的に提訴されました。

3年間、原告と被告として裁判所は双方の尋問を行い、ようやく結審し2009年2月20日（金）13：00に東京地裁で判決が出ました。

東京地裁は、株式会社バイオバンクと取締役に対して共同不法行為は存在しないと判決を下し、全面勝訴となりました。株式会社バイオバンクは、東京地裁が法的にも何ら違法行為はしていないこととして無罪の判決を下し、2週間後無罪が確定し、判例となりました。

株式会社バイオバンクは、現在まで、弁護士、公認会計士、税理士、証券取引主任者などから意見を聞き、コンプライアンスに違反をしないように注意しながら株式募集を行い、集めた資金で共同研究を進めてきました。

株式会社バイオバンクと神奈川大学関研究室は、世界で未だ誰もなしえなかった臓器を乾燥し保存蘇生させる世界でトップレベルの研究を行っています。

私たちの研究が本物であることは、大阪府警、東京地方裁判所、慈恵医大の水島裕先生、厳しい査読をして掲載されるNature 誌 (IF=30) や Cell Transplantation 誌 (IF=3.8) へ原著論文の掲載で証明されています。

朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、科学新聞からの取材も受け、記事として何度も掲載されました (神奈川大学産官学連携推進室に記事を配布)。

中国の復旦大学や交通大学などとの共同研究、また、日本やアメリカなどで成立した特許などで裏付けられています。

株式会社バイオバンクは、神奈川大学関 邦博研究室と共同研究を実施し、設立以来いろいろな賞も受賞しました。

1999年 神奈川県主催の「かながわビジネスオーディション '99」奨励賞 (銀賞) を受賞し、その副賞として神奈川県内で2社だけ新築の厚木商工会議所の中に事務所を提供されたので、株式会社バイオバンクは、本社を置きました (神奈川大学産官学連携推進室の田口澄也室長に連絡済み)。

2002年UFJ信託銀行ニューフロンティア企業育成基金受賞 (神奈川大学産官学連携推進室の田口澄也室長に連絡済み)。

2003年JETRO(経済産業省) 主催の日本のバイオベンチャー部門のオーディション(アメリカでの審査)で、バイオベンチャー部門で1位となり2003年6月に開催されたに世界最大のバイオ博(ワシントン)で招待展示しました (神奈川大学産官学連携推進室の田口澄也室長に連絡済み、理学部教授会で承認されアメリカに出張)。

2004年 水島裕名誉教授のLTTバイオファーマー社と共同研究開始 (神奈川大学産官学連携推進室の田口澄也室長に連絡済み)。

2007年 上海中国復旦大学と共同研究を開始 (神奈川大学産官学連携推進室の田口澄也室長に連絡済み、理学部教授会で承認され中国に出張)。

大学発バイオベンチャー企業は、設立当初は資金がありませんので個人投資家から資金を調達します。

株式会社バイオバンクも個人の投資家からの縁故株を引き受けてもらい資金調達を行いました。

大学バイオベンチャー企業存亡の鍵は、知的財産権のみが成功裡に導くビジネス戦略上の決定的要素です。

アメリカのCELLPRO社は、競合企業のリード商品である細胞分離機器の特許を侵害したとみなされ特許侵害訴訟で敗北した後、数週間以内に廃業しました。

アメリカでは、どんな大企業でも特許訴訟で負ければ会社は、瞬時に消滅します。

大学発バイオベンチャー企業のただ一つの正義は、特許を取得していることです。

株式会社バイオバンクは、ほ乳類摘出臓器の保存蘇生方法の基本特許をアメリカで成立して保持しています。

US Patent No.: 6,475,716

Date: November 5, 2002

Inventors: Seki, Kunihiro

Assignee: BioBank Co., Ltd.

大学発バイオベンチャーとして、株式会社バイオバンクの設立したのは、関 邦博らの研究成果を社会に還元するため

です。

バイオバンク社の夢は、ヒトの臓器移植を何時でも、どこでも、誰にでも出来るようにし、人間の寿命を半永久的（semi biology）にすることです。

バイオバンク社の夢は、ヒトの臓器を半永久的に保存し、蘇生させ、移植技術を開発し、実用化し普及させることです。ようやく、2007年には4日間臓器を保存し、蘇生させ、移植ができるようになりました（注：現在実用化されている臓器保存時間は4時間から24時間が限界です）。

2008年11月になり、突然神奈川大学は、株式会社バイオバンクの偽造株券を使用した反社会的勢力（神奈川大学中島三千男学長が2008年12月9日に使用した言葉）と称する者から繰り返し威力妨害を受け、この脅しに神奈川大学は屈して、関 邦博研究室と株式会社バイオバンクの共同研究を閉鎖し破壊するという暴挙を行いました。

この経緯については、関 邦博（2012）,「反社会的勢力に屈した神奈川大学」 としてアマゾンドットコムから発売されています。

http://www.amazon.co.jp/%E7%A5%9E%E5%A5%88%E5%B7%9D%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E3%81%AE%E7%BD%AA%E3%81%A8%E7%BD%B0%E3%82%B7%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%BA1-%E5%8F%8D%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E7%9A%84%E5%8B%A2%E5%8A%9B%E3%81%AB%E5%B1%88%E3%81%97%E3%81%9F%E7%A5%9E%E5%A5%88%E5%B7%9D%E5%A4%A7%E5%AD%A6-%E9%96%A2-%E9%82%A6%E5%8D%9A/dp/4990483200/ref=sr_1_7?s=books&ie=UTF8&qid=1364365821&sr=1-7

この神奈川大学の突然の豹変行為に対し、また反社会的勢力に屈した不法行為に対して、株式会社バイオバンクは、神奈川大学や関係者を被告として損害賠償請求事件（平成22年（ワ）第12061号と平成23年（ワ）第1834号）、横浜地方裁判所平成24年（ワ）第3107号、東京地方裁判所に平成24年（ワ）第20433号 損害賠償等請求事件として提訴し現在裁判が進められています。

詳細については裁判を通してこのHPで神奈川大学の不法行為や裁判の経緯を明らかにして行きます。

株式会社バイオバンクは、株式会社バイオバンクの2007年から偽造株券の売買詐欺、偽造株券製造、行使などの刑事事件、また2010年3月1日、株式会社バイオバンク名で偽造した「閉鎖事前通知」による配布した容疑者を刑事告訴、告発し事件解明に協力しています。

株式会社バイオバンクの株式名簿管理、株式の書換業務について、契約しておりました「だいかう証券ビジネス社」と2009年6月3日を持ちまして業務提携が終了いたしました。

バイオバンク社の株主に対して、他社の社債を販売する行為は、バイオバンク社は全く行っていません。

バイオバンク社の名前を語り、未公開株や社債類の勧誘の手紙類を受領した場合は、全て詐欺集団の不法行為です。不審な手紙類を受領した場合は、バイオバンク社（電話：03-5847-0373）にemail：info@biobank.co.jpにお問い合わせください。

以上の理由により、株式会社バイオバンクの第13回定時株主総会の開催が出来ない状況に陥っていますことをお知らせいたします。

バイオバンクグループの株主にたいする詐欺事件の刑事告訴、株式会社バイオバンクの偽造株券の行使という刑事事件が解決し、株主名簿が整理できた暁に、定時株主総会を開催いたしたいと思っております。

第13回の定時株主総会に変わるものとして、電子媒体に臨時株主総会を下記の様に提案させていただきました。

第13回定時株主総会に諮るべき審議事項。

報告事項：第12期（平成21年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告。

第1号議案：第12期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類承認の件

この詳細な資料は、下記のHPでごらん頂けます。

<http://www.biobank.co.jp/>

議案に不同意の方は、書面にて株式会社バイオバンク宛にお知らせをお願い申し上げます。議案に賛成の方は、返事は不要です。

よろしく、ご協力のほどお願い申し上げます。

何か、ご意見、アドバイスがあればお知らせ下さい。

取り急ぎお知らせにて失礼いたします。

敬具

参考資料：バイオバンク社の株主名簿の書き換え業務について

バイオバンク社の株主の皆様よりの株式会社バイオバンクの名義人の変更、住所移転、電話番号の変更など発生いたしましたら、株式会社バイオバンクにて業務を承ります。株券名義書換手数料は、1株につき5000円をお願いします。当分の間、事務処理には1か月間ほど時間がかかると思われます。必ず、郵便物での手配をよろしくお願いいたします。なお、バイオバンクの住所は、下記のとおりです。

【バイオバンク社の株券名義書換送付先】

株式会社バイオバンク

東京都千代田区丸の内1-11-1

パシフィックセンチュリープレイス丸の内8階

TEL：03-5847-0373 FAX：03-6860-8201

<http://www.biobank.co.jp/> Email；info@biobank.co.jp